

令和3年7月19日
(月曜日)

令和3年 第5回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 財産の取得について（マルチスライスCT装置購入）
- 5 議案第2号 財産の取得について（天井走行式X線一般撮影装置購入）
- 6 議案第3号 令和3年度 幌延町一般会計補正予算（第5号）
- 閉会宣告

本日の会議の順序

	開会宣告及び会議宣告	日 程 第 4	議 案 第 1 号
日 程 第 1	会議録署名議員の指名	” 5	議 案 第 2 号
” 2	会 期 の 決 定	” 6	議 案 第 3 号
” 3	諸 般 の 報 告		閉 会 宣 告

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無 量 谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総 務 財 政 課 長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長	古 草 勝
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	角 山 隆 一
産 業 振 興 課 長	山 本 基 継
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

総務グループ主幹 伊 藤 崇

財政グループ主幹 渡 邊 智 民
建設管理課技術長 植 村 光 弘

教 育 次 長 伊 藤 一 男

国民健康保険診療所事務長事務取扱 (岩 川 実 樹)

農業委員会事務局長 (山 本 基 継)

選挙管理委員会事務局長 (藤 井 和 之)

事 務 局 長 早 坂 敦
主 事 満 保 希 来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第5回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において5番無量谷隆君、7番西澤裕之君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、7月19日、1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日、1日に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議会閉会中にあたる去る6月21日付けで、吉原哲男議員から、議員の辞職願が提出されました。これを受け、地方自治法第126条の規定により議長において同日付けで議員辞職を許可しましたので、その旨を報告いたします。

その他、議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

ただいま上程されました、議案第1号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、医療機器を購入するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、議決事件に定められている、予定価格が700万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案書記載の下記の部分1から4をご覧ください。

取得する財産は、マルチスライスCT装置一式です。

取得の対象となりましたCT装置は、導入から10年が経過しており、故障や操作性の低

下を解消するとともに性能向上を目的に更新しようとするものです。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は3,643万2千円です。

契約の相手方は、旭川市旭神3条4丁目1番8号、株式会社常光旭川支店、支店長板倉丈次氏で、現在仮契約中です。

以上、議案第1号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

今説明の中で、10年経過したよということと、それから性能の向上を目指して導入しましたということなんですけど。10年前から今までは一体マルチスライスCT装置っていうのは、何列のCT装置を使っていて、その性能向上のために今回何列のマルチスライスCT装置を導入して、性能の向上を図ったのかお伺いしたいのが1点。

それと、導入に当たってですね、この入札は、業者さんにどういう条件を出してこの装置になったのかお伺いします。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

お答えいたします。

現在使用しておりますCT装置につきましては、4列というCTで、今はもうほとんど使われてないようなCTだと思いますけども、今度導入するCTにつきましては、64列で120スライスができるという、刻みが多くなりますので、画像の精度と言いますか、そういったものが緻密になりますことから、診断がよりですね、しやすくなるのかなというふうに考えてございます。

そして入札条件なんですけども、これにつきましても、最低64列のCT装置ということで、これを条件にしております、もろもろ細かい条件はありますけども、1番大きなところは、CT装置は64列で、それと今回新たに設けますのは、造影剤を使つての撮影ができるような仕様にしております。

以前のものにつきましては、造影剤を使つての撮影というものが出来ない仕様になっておりましたけども、今回これを入れることによってですね、大腸がん検診のようなものまで診断できるというふうに医療技術者のほうから聞いてございます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

今64列だつていうんで、私はね、今64列使つてる病院がみんな80列だとか、256、320とかつてもう大きくなって、なるべく患者に負担をかけない、なるべく息を20秒も止めてないで、5秒とかで済むようになってるから、80列ぐらい購入したのかなと思ったんですけども。

これ、金額の関係もあつて、最大限が64列だったのかなというふうに思います。そこら辺をちょっと最低、お医者さんが64でいいよつていうから64にしたのか、それとももっと上の欲しかったんですけども、金額的な面から64が1番上限でいいだろうということになったのかを改めてお伺いしたいのが1点。

それとこの金額の中には、3,600万の中にはですね、今まで使っていた古い機種種の撤

去、それからこの新しい機械をですね、病院の中に設置して、初期設定もして、機器の設定、電気の設定も皆終わって使える状態にしての3,600万ですよということで、いいのかどうかお伺いします。

副町長 岩川実樹君

ただいま議員おっしゃるとおりですね、機器については、上を見れば切りがないという状況で、列が多ければ多いほど、より精度の高い撮影ができると思いますけども、そうなりますと、やはり金額のほうもかなり高額なものになってきますので、今回の検討にあたりましては、金額と画像撮影、精度といったものを勘案して、64列128スライスまであれば、うちの診療所としては、初期診断には適した機器ではないかなというふうに考えた次第です。

それと今回の契約金額の中には、旧CT装置の撤去と、それと新たな機器の設置、それと設定ですね、こういった費用も当然ながら含まれております。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

ただいま上程されました、議案第2号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、医療機器を購入するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、議決事件に定められている、予定価格が700万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案書記載の下記の部分1から4をご覧ください。

取得する財産は、天井走行式X線一般撮影装置一式です。

取得の対象となりましたX線撮影装置は、これまでX線の一般撮影はテレビ装置を用いて併用してきましたが、導入から10年が経過しており、故障や操作性の低下が懸念されることから、このたびの更新の期に、使い勝手の良い一般的な天井走行式のX線撮影装置を導入しようとするものです。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は2,057万円です。

契約の相手方は、旭川市旭神3条4丁目1番8号、株式会社常光旭川支店、支店長板倉丈次氏で、現在仮契約中です。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君
これより、質疑を行います。
ありませんか。

5 番 無量谷 隆 君
無量谷です。

先ほども1号議案にもありましたようにね、ある程度、この設置から処分までっていう形なんですけど、この機械の下取りっていうか、そういう部分も含まれているのか。その辺もお聞きしたいのと、ある程度、2社同じ業者っていうことで、ほかに業者が指名、あるいはそういうことで協議する会社がなかったのか、その辺をお伺いいたします。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

この契約金額の中には、先ほど申し上げましたように、撤去、設置、設定費用は含まれてございます。

それと業者なんですけども、入札につきましては、3社の指名競争入札で行っておりまして、指名業者につきましては、株式会社常光旭川支店、それと株式会社ムトウ稚内支店、それと明成メディカル旭川営業所。この3社による競争入札により実施し、株式会社常光が落札したということになってございます。

議 長 高 橋 秀 之 君
よろしいですか。

(無量谷議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。議案第3号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第1号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、橋梁の長寿命化対策、道路の歩道段差解消対策に係る所

要額など、喫緊の課題に対応するための予算を計上しております。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,080万4千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を45億4,769万2千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2 ページをお開きください。

始めに歳入ですが、14款国庫支出金843万1千円の増、19款繰越金257万3千円の増、21款町債980万円の増で、歳入合計2,080万4千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款総務費10万2千円の増、8款土木費2,070万2千円の増で、歳出合計2,080万4千円の増額補正です。

第2条地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

橋梁改修工事の実施設計を追加して実施することにより、橋梁長寿命化改修事業の地方債限度額3,210万円を4,190万円に補正することとし、地方債限度額の合計は6億530万円が6億1,510万円になります。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

10 ページをお開きください。

2款4項2目衆議院議員選挙費では、有権者が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の場合であっても、投票する権利を保持するための対策を講じる必要があり、現行予算では不足が見込まれるため、衆議院議員選挙費21万2千円の増です。

8款2項1目道路維持費では、現在施工中の町道栄町4号線ほか歩車道縁石補修工事において、現地調査の結果、事業料を追加する必要が生じたことから、今後の設計変更に対応するため、道路補修事業295万9千円の増です。

12 ページをお開きください。

8款2項4目橋梁新設改良費では計画的に実施している橋梁点検において、結果がⅢ判定の橋梁に係る改修工事を今後取り進めるにあたり、今年度内に実施設計を完了させる必要があるため、3橋の橋梁改修工事实施設計業務委託料1,763万3千円の増などで、橋梁長寿命化改修事業1,809万3千円の増です。

次に歳入ですが、8ページをお開きください。

14款1項1目総務費国庫負担金では、衆議院議員選挙費として、歳出と同額の21万2千円の増です。

14款2項4目土木費国庫補助金では、橋梁長寿命化改修事業の財源として、道路メンテナンス補助事業821万9千円の増で19款繰越金では、収支不足の財源として繰越金257万3千円の増です。

令和2年度決算における繰越額については、繰越明許費分を除いた純繰越金が1億4,124万7千円であることから、繰越金の現行予算額と今回の補正財源を除きますと6,698万6千円が今後の補正に備えた留保財源になります。

21款町債につきましては、第2条地方債の補正で説明しておりますので、省略いたしま

す。

以上、議案第3号「令和3年度幌延町一般会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括・歳入一括・総括の順序で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

11ページの2款4項2目なんですけれども、総務財政課長のほうから説明がありましたが、その場合どのような投票の仕方を想定されているのかをお伺いします。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

お答えいたします。

まず新型コロナウイルス感染症とご説明申し上げたのは、感染症と濃厚接触者と2区分をご説明いたしましたので、まず2区分でいきます。

感染者については、当然自粛もしくは専用の施設に入所されております。もしくはほかにケースとして見れば自宅ということになりますから、特定の郵便投票ということで感染者については、特定郵便法の投票ということになります。

濃厚接触者につきましては、感染症法上の適用に当たらないということから、投票できると。自宅からも出て、投票場に行けるという仕組みになっております。そうすると、他の有権者の方たちが不安になるということから、今想定しているのは、別室という部分を考えてるんですが、投票所によっては、その対応が出来ない場合もありますから、そこは時間差を置くだとか、いうことで対応する投票場と、例えば第1投票所、第2投票所であれば、別室を設けられるので、投票箱を別に設けて、別室でやってもらうとか。でも、その場合ですね投票立会人とか、数の限度があったり、従事者の限度があったりするるので、その方法論として見れば、様々なことを想定しなければならないと考えております。

ただ、今現状では物を確保するためには、例えば投票箱別のものを購入するですとか、パーテーションも当然用意するですとか、そこに随行する方のガウン。いわゆる防護服ですね。そういったものを購入するとかという経費を考えた金額でございます。

議 長 高 橋 秀 之 君

他にありませんか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

先ほどのね、その衆議院選挙の新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の対応についての説明の中でちょっとお伺いしたい点があったんですけどもね。その濃厚接触者だよってというのはどこからか、選挙管理委員会にですね、情報が入るんですか。それとも私、濃厚接触者だよっていう自主申告をして初めての濃厚接触者になるんですか。それをお尋ねします。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

お答えいたします。

選挙管理委員会ではそういった情報は全くわかりません。ですから、当然当事者の方は、保健所からの指示があると思います。

ですので、流れとして見れば、感染者もしくは濃厚接触者の方については、こういう投票の仕方がありますよということ事前に周知をさせていただく。その方がもし投票したいといった場合については、ご相談しながら対応していくということになるので、どちらがわかっているとかわかってないとか関係なく、まずは有権者なので、投票する権利を保持しようということですから、それらを徹底して周知して、その方が保健所からそういう通知が来ているので、どうしたらいいですかというこの場面に対応しようということを考えてますから、そういうご説明で多分理解はしていただけたらと思いますが、そういうことになっております。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

(齋賀議員「はい」)

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和3年第5回幌延町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

(10時25分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋 秀之

署名議員 5 番 無量谷 隆

署名議員 7 番 西澤 裕之

以上、記録する。

主 事 満保 希来